

令和6年度

貝塚市で住宅を取得すると
補助金が受けられます！

最大

40

万円

(貝塚市若年世帯等定住促進住宅取得補助金)

貝塚市内で住宅を取得し転入または転居した若年世帯等に、住宅取得に対して支援を行います。

補助概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす若年世帯等が対象になります。

- ①転入日又は転居日において世帯員全員が40歳未満である
2人以上の世帯または、18歳未満の子どもがいる世帯
- ②市内で住宅を購入し所有して居住している世帯
- ③世帯員全員が貝塚市税を滞納していないこと
- ④今までにこの制度に基づく補助金の交付申請を行っていないこと
- ⑤世帯員全員が同一の日に転入又は転居した世帯であること



いつまでに申請すればいいの？

転入又は転居してから6ヵ月が申請期間です。

※転入(転居)日…住民票に記載される日付で確認が出来ます。



どのような費用が対象なの？

住宅の取得に係る売買契約の金額又は建築工事請負契約の金額です。



【申請・問合せ先】

貝塚市役所 都市整備部 まちづくり課 (市役所本館5階)

開庁時間：月～金曜 午前8時45分～午後5時15分

(祝休日及び年末年始を除く)

TEL 072-433-7214 Mail machi@city.kaizuka.lg.jp





いくら補助を受けられるの？

最大40万円になります。
補助金額の算定項目は下記表をご覧ください。



| ①地域要件（いずれか1項目選択）※市外は1年以上居住要 | 補助額 |
|----------------------------------|------|
| 市外から市内の居住誘導区域内に転入した若年世帯等 | 20万円 |
| 市内の居住誘導区域外から市内の居住誘導区域内に転居した若年世帯等 | 15万円 |
| 市内の居住誘導区域内から市内の居住誘導区域内に転居した若年世帯等 | 5万円 |
| 市外から市内の居住誘導区域外に転入した若年世帯等 | 5万円 |

+

| ②政策要件（複数選択可、上限は20万円） | 補助額 |
|-------------------------------|------|
| ZEH住宅 | 20万円 |
| 安心R住宅等 | 15万円 |
| 市内事業者との契約 | 10万円 |
| 新婚世帯（婚姻後1年未満の世帯） | 5万円 |
| 多子世帯（3人以上の18歳未満の子を世帯員としている世帯） | 5万円 |
| U30世帯（世帯員全員が30歳未満の世帯） | 5万円 |

①地域要件 + ②政策要件 = 補助金額になります。(最大40万円)



申請に必要な書類はどの様なものがありますか？

必要書類は下記表をご覧ください。
申請者によって必要書類が変わることがありますので、詳しくは、まちづくり課までお問合せください。



| ①～⑥は全ての方が対象です。⑦～⑩は対象の方のみ添付して下さい。 | 備考 |
|--|------------------|
| ① 貝塚市若年世帯等定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第1号） | まちづくり課 |
| ② 世帯全員の住民票の写し（続柄記載必須） | 市民課 |
| ③ 全部事項証明書（建物） <input type="checkbox"/> 原本照合 | 法務局 |
| ④ 工事請負契約書または建物の売買契約書 <input type="checkbox"/> 原本照合 | |
| ⑤ 世帯全員の証明願（未納がないことの証明書）（中学生以下不要） | 課税課 |
| ⑥ 補助金の交付申請に当たっての誓約書（様式第2号） | まちづくり課 |
| ⑦ 住民票の除票または戸籍の附票（転入を証明する方） | 前住所又は 本籍地の市町村 |
| ⑧ 戸籍の全部事項証明書（新婚世帯を証明する方） | 本籍地の 市町村 |
| ⑨ ZEH住宅を証明する書類 <input type="checkbox"/> 原本照合 | |
| ⑩ 安心R住宅調査報告書等 <input type="checkbox"/> 原本照合 | |

転入（転居）してからの申請となります。事前申請はできません。

予算の上限に達した場合、補助金制度は終了となりますので、予めご了承ください。



貝塚市結婚新生活支援補助金

最大
70万円

貝塚市での結婚新生活を応援します

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（住宅取得、家賃、引越費用など）の支援を行います。



事業の対象となる世帯

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ①前年度の3月1日から申請年度の3月末日までに婚姻届受理
- ②婚姻時に夫婦ともに39歳以下
- ③申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録を行っている住所が、婚姻を機に新たに生活を送るための貝塚市内の住宅の所在地である
- ④夫婦の合計所得が500万円未満
- ⑤夫婦ともに市税に未納がない
- ⑥生活保護による住宅扶助等を受けていない

事業の対象となる費用

住宅取得費用



物件の購入費

住宅賃借費用



賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

引越費用



引越しに係る実費

リフォーム費用



修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

補助金の上限額

- ①夫婦ともに29歳以下…60万円
 - ②夫婦ともに39歳以下（上記を除く）…30万円
- ※居住誘導区域内世帯…10万円を加算

申込

申込期間 申請年度の4月1日から3月末日まで
※提出書類等詳しい条件は、貝塚市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら

